

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第20号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【関係法令】 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)</p> <p>【趣 旨】 人事院勧告に基づく国家公務員の扶養手当支給額の改定に伴い、一般職の職員の扶養手当支給額の改定等を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 第11条第2項に規定する扶養親族のうち、配偶者及び子に係る扶養手当額の変更</p> <p>(1) 扶養親族である配偶者の手当額 (改正前) 13,000円 (改正後) 12,000円</p> <p>(2) 扶養親族であるの子の手当額 (改正前) 6,500円 (改正後) 7,000円</p> <p>(3) 職員に配偶者がいない場合の手当額 (改正前) 扶養親族のうち1人については11,000円 (改正後) 扶養親族である子のうち1人については11,000円 扶養親族である子がない場合は、その他の扶養親族のうち1人については11,000円</p> <p>※ 他の扶養親族に係る扶養手当額及び加算額は変更しない。 ※ 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例については、扶養親族の列記方法を整備(子と孫を分けて記載)した。</p> <p>【施行期日】 平成30年4月1日</p>